

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
8	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (元、二、五)	元、三、五	元、三、五	付託 可決	付託 可決	

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を、政府職員と同様に百分の五十から百分の六十に引き上げる。

二、本法律案は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、今回の政府職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当についても、これと同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。